

——よりよい環境を未来につなぐために——

令和4年6月

特定粉じん排出等作業のしおり

— 関係法令（届出と規制等） —
大 気 汚 染 防 止 法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例

金 沢 市

目次

第1項	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1頁
第2項	解体等工事の規制について・・・・・・・・・・・・・・・・	2頁
第3項	解体等工事の事前調査について・・・・・・・・・・・・・・・・	4頁
第4項	作業基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7頁
第5項	作業の届出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12頁
第6項	石綿含有産業廃棄物の保管基準について・・・・・・・・	13頁
第7項	廃石綿等の保管基準について・・・・・・・・・・・・・・・・	14頁
第8項	石綿含有産業廃棄物の処分について・・・・・・・・	15頁
第9項	廃石綿等の処分について・・・・・・・・・・・・・・・・	15頁
第10項	特定粉じん排出等作業結果の報告、記録作成・保存について	16頁
第11項	罰則、立入検査の対象について・・・・・・・・・・・・・・・・	16頁

【お知らせ】 大気汚染防止法の一部が改正されました。

(施行日：令和3年4月1日)

主な改正点

① 規制対象の拡大

→ 石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材が規制対象になります。

② 事前調査の信頼性の確保

→ 事前調査について、方法が法定化されます。

また、石綿含有の有無にかかわらず、一定規模以上の解体等工事について、調査結果の都道府県等への報告を義務付けます。

(報告義務：令和4年4月1日施行)

③ 直接罰の創設

→ 隔離、集じん・排気装置の使用等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った者に対する直接罰を創設します。

④ 不適切な作業の防止

→ 元請業者に対し、作業計画を作成すること、石綿含有建材除去等の作業結果を発注者に書面で報告すること、作業に関する記録の作成及び保存をすること等を義務付けます。

第1項 用語の定義

(1) 特定建築材料

吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材、石綿含有成形板等の石綿を含有する全ての建築材料を言い、表1にその例を挙げます。

表1 特定建築材料の使用例

材料の区分		建築材料の具体例	使用箇所の例 (使用目的)
レベル1	吹付け石綿	1 吹付け石綿	壁、天井、鉄骨 (防火、耐火、吸音性等の確保)
		2 石綿含有吹付けロックウール	
		3 石綿含有ひる石吹付け材	
		4 石綿含有パーライト吹付け材	
レベル2	石綿を含有する断熱材	1 屋根用折板裏断熱材	屋根裏、煙突 (結露防止、断熱)
		2 煙突用断熱材	
レベル2	石綿を含有する保温材	1 石綿保温材	ボイラー、化学プラント、焼却炉、ダクト、配管の曲線部
		2 石綿含有けいそう土保温材	
		3 石綿含有パーライト保温材	
		4 石綿含有けい酸カルシウム保温材	
		5 石綿含有ひる石保温材	
		6 石綿含有水練り保温材	
レベル2	石綿を含有する耐火被覆材	1 石綿含有耐火被覆材	鉄骨部分、鉄骨柱、梁、エレベーター (吹付石綿の代用として耐火性能の確保、化粧目的)
		2 石綿含有けい酸カルシウム板第二種	
レベル3	石綿含有成形板等	1 石綿含有成形板	壁、天井、床、軒天 (防火、耐火、吸音性等の確保)
		2 石綿含有仕上塗材	
		3 石綿含有スレート材	
		4 石綿含有けい酸カルシウム板第一種	

(2) 解体等工事

建築物又は工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事をいい、リフォームや修繕工事も含みます。

(3) 建築物

全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものをいいます。

※ 建築基準法第2条第1号に規定する建築物とは異なります。

(4) 工作物

建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいいます。例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があるものをいいます。

(5) 特定粉じん排出等作業

特定建築材料が使用されている建築物・工作物を解体、改造又は補修する（リフォーム、修繕を含む）作業をいいます。

(6) 特定工事

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいいます。

(7) 届出対象特定工事とは

吹付け石綿、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材（レベル1、レベル2）を除去、封じ込め又は囲い込みを行う作業を伴う工事をいいます。

第2項 解体等工事の規制について

解体等工事の規制について図1に示します。また、各関係者の責務について表2に示します。

図1 解体等工事の規制

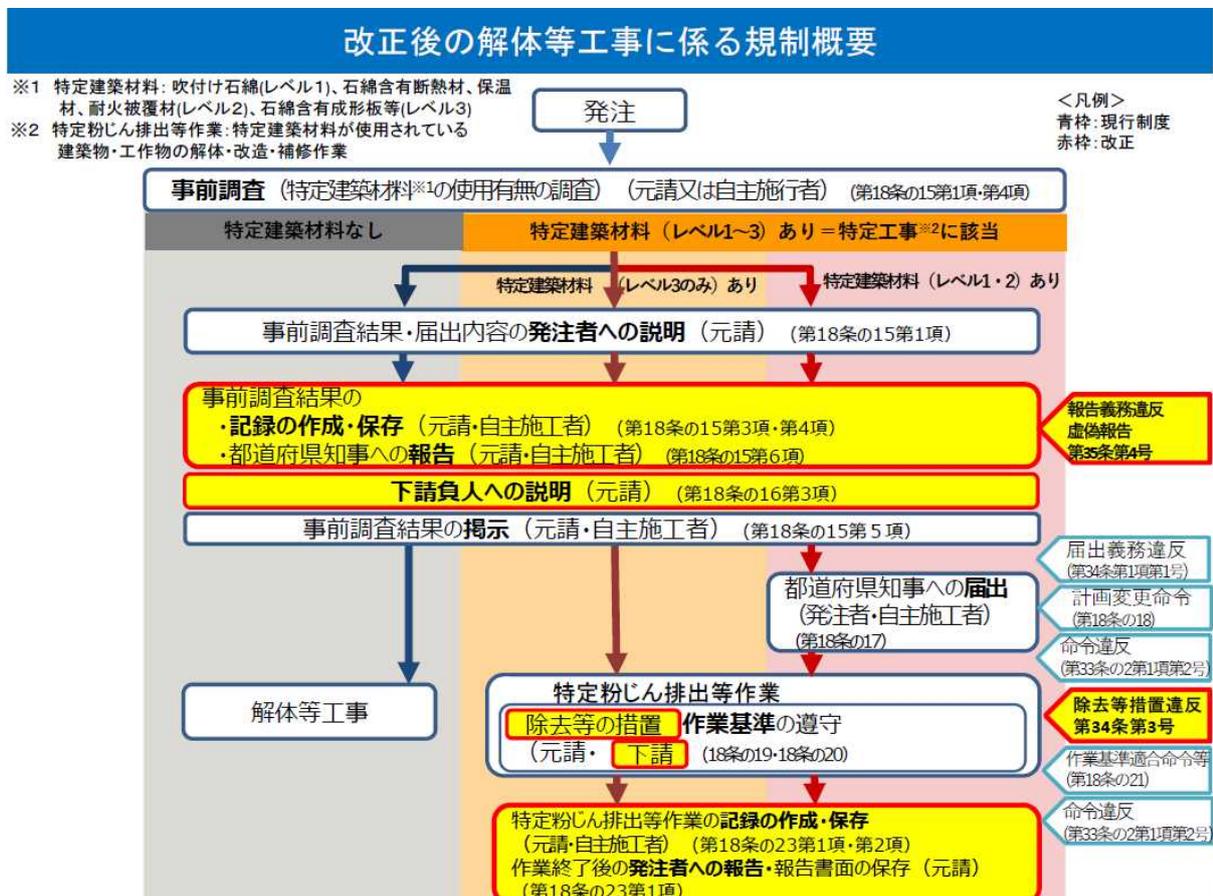


表2 各関係者の責務

発注者	建築材料の種類	事前調査における情報提供	施工方法、工期、工事費等の配慮	特定粉じん排出等作業実施届出
	レベル1	●	●	●
	レベル2	●	●	●
	レベル3	●	●	-
	その他の建築材料	●	-	-

元請業者	建築材料の種類	事前調査の実施 発注者への説明 作業場への掲示 事前調査結果の市への報告(R4.4.1~)	作業計画の作成 作業基準の遵守 下請負人への説明、配慮、指導	作業後の発注者への報告、記録作成・保存
	レベル1	●	●	●
	レベル2	●	●	●
	レベル3	●	●	●
	その他の建築材料	●	-	-

下請負人	建材の種類	作業基準の遵守
	レベル1	●
	レベル2	●
	レベル3	●
	その他の建築材料	-

第3項 解体等工事の事前調査について

解体等工事の元請業者は、工事施工前に石綿含有の有無を調査することが義務付けられています。

なお、(1) ①、②の調査について、(2)の一定の知見を有する者に実施させることが義務付けられています。(令和5(2023)年10月1日施行)

また、元請業者は、(3)の事前調査の結果内容を作業開始前(届出対象特定工事の場合、14日前まで)に書面で発注者に説明するとともに、事前調査結果に関する記録を作成し、解体等工事が終了した日から3年間保存することが義務付けられています。(令和3(2021)年4月1日施行)

さらに、元請業者は、一定規模以上の工事における事前調査の結果を作業開始前(届出対象の工事の場合、14日前まで)に市へ報告することが義務付けられています。(令和4(2022)年4月1日施行)

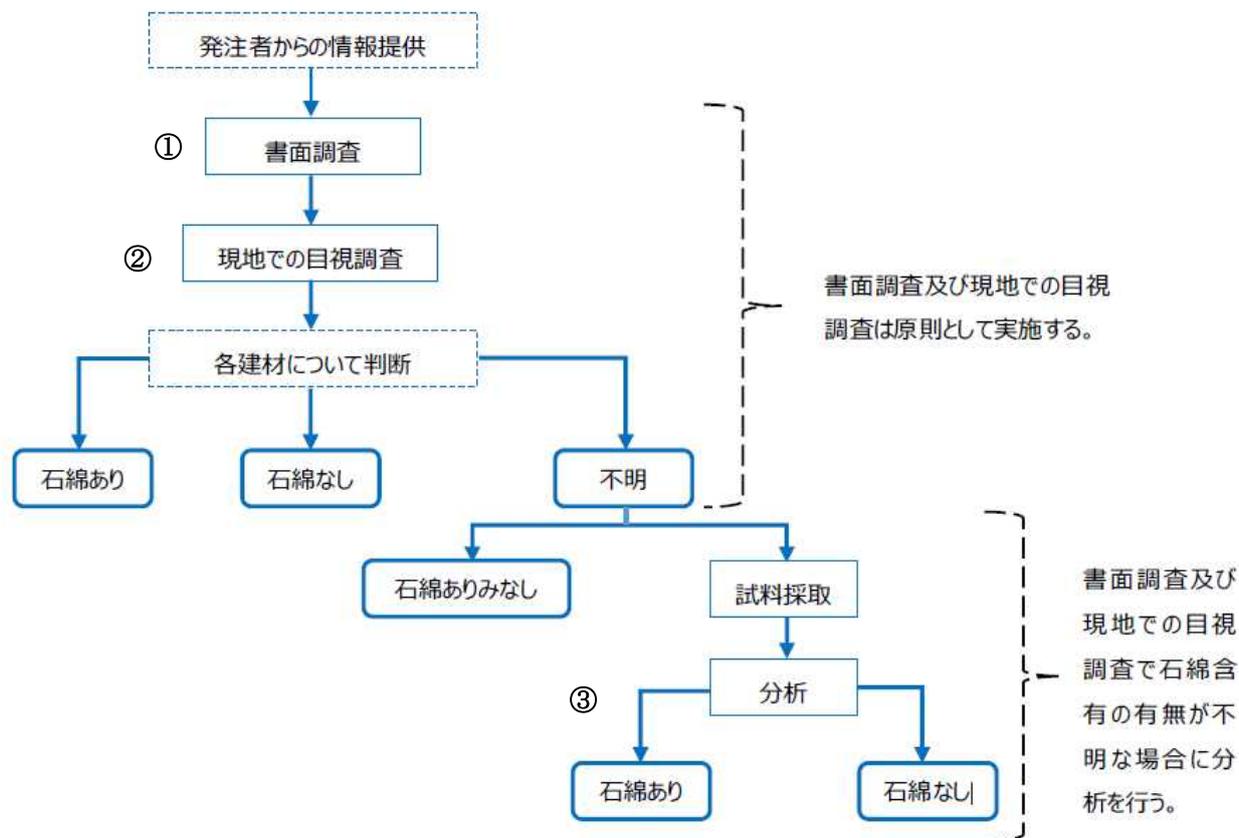
(1) 事前調査の方法

①	設計図書その他の書面による調査
②	特定建築材料の有無の目視の調査
③	①、②の調査で石綿の有無が明らかにならなかった場合、分析による調査

※ ①の調査で平成18(2006)年9月1日以後に設置した建築物であることが明らかになった場合、②以降の調査は不要です。

※ ②の調査で石綿の有無が不明であるが、石綿含有とみなして工事を行う場合、③の調査は不要です。

図2 事前調査のフロー



※ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより引用(令和3年3月)

(2) 一定の知見を有する者

一般建築物石綿含有建材調査者
特定建築物石綿含有建材調査者
一戸建て等石綿含有建材調査者
令和5(2023)年10月1日より前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

- ※ 工作物については、必要な知識を有する者による事前調査の実施は義務付けられていません。
- ※ 一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部の事前調査のみ実施可能です。
- ※ 解体等の工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く)が床、壁、天井等への家具の固定のための孔あけ等、排出・飛散される粉じんの量が著しく少ない軽微な工事のみを施工する場合は、必ずしも「必要な知識を有する者」に事前調査を実施させる必要はありません。

(3) 事前調査結果説明内容

	説明事項	石綿未使用の場合	特定工事の場合	届出対象特定工事の場合
1	事前調査結果	●	●	●
2	調査終了年月日	●	●	●
3	調査方法	●	●	●
4	調査者氏名	●	●	●
5	調査者に該当することを明らかにする事項(R4.4.1~)	●	●	●
6	特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積	-	●	●
7	特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、方法、工程の概要	-	●	●
8	特定工事を施工する者の現場責任者の氏名、連絡場所	-	●	●
9	建築物等の概要、配置図、付近の状況	-	-	●
10	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の下請負人の現場責任者氏名、連絡場所	-	-	●

- ※ 事前調査結果の保存は電子でも可能です。

(4) 市への事前調査報告規模要件

<ul style="list-style-type: none"> 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が 80m²以上であるもの
<ul style="list-style-type: none"> 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負金額の合計が 100 万円以上であるもの
<ul style="list-style-type: none"> 工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負金額の合計が 100 万円以上であるもの

※ 請負金額の合計について、事前調査費用は含まず、消費税を含みます。

※ この場合の工作物について、環境大臣が定めるものに限る。具体的には反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板をいう。

①報告内容

	報告事項	石綿未使用が書面による調査で明らかとなった場合	石綿使用の有無が書面による調査で明らかとならなかった場合
1	解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	●	●
2	事前調査終了年月日	●	●
3	調査者氏名及び調査者に該当することを明らかにする事項	-	●
4	解体等工事の場所	●	●
5	解体等工事の名称及び概要	●	●
6	建築物、工作物の設置工事に着手した年月日	●	●
7	建築材料を設置した年月日	●	-
8	建築物、工作物の概要	-	●
9	分析による調査を行った場合、調査箇所及び調査者氏名及び所属する機関又は法人の名称	-	●
10	解体等工事実施期間	●	●
11	建築物の解体工事の場合、床面積の合計	●	●
12	建築物の改造、補修工事又は工作物を解体、改造、補修する場合、請負代金の合計額	-	●
13	解体等工事における建築材料の種類	-	●
14	解体等工事の建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠	-	●

②報告方法

原則、環境省と厚生労働省で新たに整備する電子システム

第4項 作業基準について

特定粉じん排出等作業を施工する者は、作業基準を遵守することが義務付けられています。

(1) 全ての特定粉じん排出等作業における作業基準

	作業基準
①	特定粉じん排出等作業の開始前に作業計画を作成する。
②	公衆の見やすい場所に必要な要件を備えたA3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上の掲示板を設ける。
③	特定工事の元請業者等又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存する。 【記録事項】 ・確認の年月日 ・確認の方法 ・確認の結果（確認の結果に基づき補修等の措置を講じた場合はその内容） ・確認者の氏名 【記録の方法】 ・作業基準の規定に適応した作業であることが確認できる写真、動画、点検記録簿
④	特定工事の元請業者は、下請負人が作成した記録により特定粉じん排出等作業が計画に基づき適切に行われていることを確認すること。
⑤	特定工事の元請業者等は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込めの完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。

※ ③の記録事項における確認とは、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する際、初めて除去作業を行う日の開始前に行う集じん機の稼働確認、前室の負圧確認、及び集じん機を移動させた場合の排気口での稼働確認、フィルター交換させた場合の排気口での稼働確認、及び除去箇所に飛散を抑制するための薬液等を散布し、作業場内清掃を行った後の石綿が大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことの確認をいいます。

①作業計画の作成について

特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、作業計画を作成し、作業計画に基づき作業を行うことが義務付けられます。（届出が不要な石綿含有成形板や石綿含有仕上塗材が使用されている建築物等の解体等の場合にも作成する必要があります。）

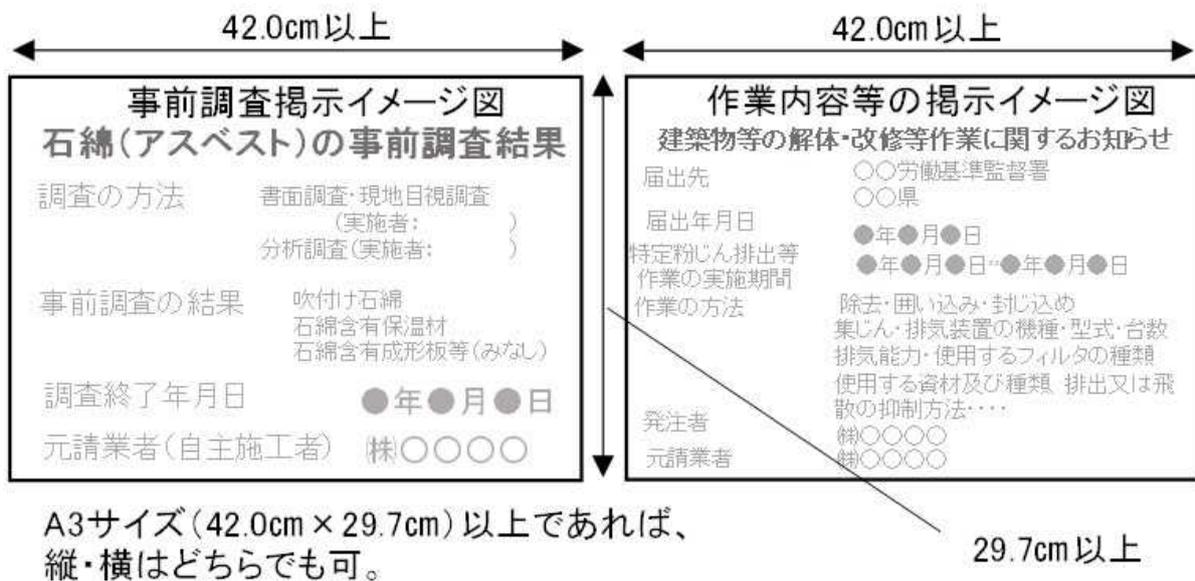
【作業計画の記載事項】

- ・ 特定工事の発注者の特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人であってはその代表者氏名
- ・ 特定工事の場所（住所がない場合、地番を記載する。）
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施期間
- ・ 対象特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ・ 特定粉じん排出等作業の方法
（施工部位、数量、作業場と施工区画、作業内容、事前調査結果、掲示板の内容、掲示板設置場所、
作業者入退場管理方法、除去等の方法、除去等の手順、除去等の手順を変更した場合のルール（作業員への周知等）、石綿飛散防止方法、湿潤化の方法、使用機器、清掃の方法、取り残しの有無の確認方法、作業記録体制、廃棄物の処理の方法、作業環境測定を実施する場合の方法、大気環境測定を実施する場合の方法）
- ・ 対象となる建築物等の概要（構造・階数・延べ面積等）
- ・ 配置図及び付近の状況
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要（解体等工事全体の工程）
- ・ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所（施工体制図、石綿作業主任者名、特別管理産業廃棄物管理責任者名、緊急時連絡先）
- ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

② 掲示板について

元請業者は、工事を施工するとき、掲示板により、次の事項を解体等工事の場所において、公衆に見やすいようにA3サイズ(42.0cm×29.7cm)で掲示しなければなりません。

【掲示板に表示する内容】
・ 事前調査結果及びその根拠
・ 解体等工事の元請業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
・ 事前調査終了年月日
・ 事前調査方法並びに特定工事に該当する場合は特定建築材料の種類
・ 届出対象特定工事の場合、届出年月日及び届出先（金沢市）
・ 特定粉じん排出等作業を実施する場合、実施期間及び作業方法



※ 事前調査結果の掲示、作業に係る掲示は1枚に集約することも可能。

(2) 吹付け石綿を除去する作業、又は石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を「掻き落とし」、「切断」、「破碎」により除去する作業を行う場合の作業基準

特定粉じん排出等作業のうち、吹付け石綿を除去する作業、又は石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を「掻き落とし」、「切断」、「破碎」により除去する作業を行う場合、(1)に追加で以下の作業基準を遵守する必要があります。

作業基準	
①	特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入り口に前室を設けること。
②	作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に JIS Z 8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。
③	<p>①の規定により隔離を行った作業場において、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他必要な措置を講ずること。</p> <p>【確認頻度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めて除去作業を行う日の当該除去開始前 ・初めて除去等作業を行う日の作業開始後速やかに ・除去等を行う日の開始後、集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合 ・除去等を行う日の開始後、フィルタを交換した場合 <p>【確認の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉じんを迅速に測定できる機器による確認
④	<p>作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他必要な措置を講ずること。</p> <p>【確認頻度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除去等作業を行う日の作業開始前 ・作業中断時 <p>【確認の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・微差圧計による確認、又は目視
⑤	除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
⑥	特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。

(3) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を「掻き落とし」、「切断」、「破碎」以外の方法で除去する作業を行う場合の作業基準

特定粉じん排出等作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を「掻き落とし」、「切断」、「破碎」以外の方法で除去する作業を行う場合、(1)に**追加**で以下の作業基準を遵守する必要があります。

作業基準	
①	特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
②	除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
③	特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。

(4) 石綿含有仕上塗材を除去する作業を行う場合の作業基準

特定粉じん排出等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業を行う場合、(1)に**追加**で以下の作業基準を遵守する必要があります。

作業基準	
①	除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
②	電動グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、以下に掲げる措置を講ずること。 ・特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ・除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
③	特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他特定粉じんの処理を行うこと。

(5) 石綿含有成形板等（石綿含有下地調整材を含む）を除去する作業を行う場合の作業基準

特定粉じん排出等作業のうち、石綿含有成形板等（石綿含有下地調整材を含む）を除去する作業を行う場合、(1)に**追加**で以下の作業基準を遵守する必要があります。

作業基準	
①	特定建築材料を切断、破碎することなくそのまま建築物等から取り外すこと。
②	①の方法が技術上困難な場合、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
③	石綿含有成形板等のうち、けい酸カルシウム板第一種にあつては、①の方法が技術上困難な場合、以下に掲げる措置を講ずること。 ・特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ・除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
④	特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

第5項 作業の届出等について

(1) 特定粉じん排出等作業実施届出書

特定粉じん排出等作業を施工しようとする場合、当該工事の発注者は、大気汚染防止法施行規則様式第3の4により、表3の添付書類を添えて金沢市長まで届け出てください。

表3 届出添付書類一覧

	書類の名称	説明
①	対象となる建築物等の付近見取図	住宅地図等にて、対象となる建築物が判断できるもの。
②	石綿使用箇所の詳細図	建設物の施工図面等にて、石綿使用箇所が判別できるもの。施工図面等が残っていない場合は、簡易的な図で示したもの。
③	隔離養生を行う箇所の詳細図	隔離状況、負圧集じん機及び前室の設置位置等を明記し、隔離養生容積を算出することができる主要寸法を記入したもの。
④	負圧集じん機設置台数計算書	隔離養生を行うにあたり、必要な負圧集じん機の台数(能力)を算出したもの。 (1時間に4回以上、隔離区域内を換気する能力を有すること。)
⑤	使用薬剤(湿潤化・飛散防止剤等)必要量計算機	当該作業を行うにあたり、必要な湿潤化剤、飛散防止剤等の量を計算したもの。
⑥	工程表	工事等の概要を示した全工程表で、該当作業を明示したもの。
⑦	組織図、緊急時連絡体制図	工事を行うにあたり、元請業者・下請業者(石綿除去業者、廃石綿運搬業者等)の関係を図式化したもの、及び緊急時の連絡体制を示したもの。
⑧	使用する機材及び薬剤の仕様書等	負圧集じん機、湿潤化剤等の薬剤、薬剤噴霧器、電源等の当該作業で使用する全ての器具・機材の仕様がわかるもの。
⑨	作業に関する掲示内容 (掲示例はP9を参照)	第4項の「作業基準」に掲げる掲示内容を記載したもの。「届出年月日」「作業期間」「作業主任者」等を <u>全て記載し、実際に掲示するものと同じものを添付</u> してください。
⑩	特別管理産業廃棄物の収集運搬業、処分業等の許可証の写し	当該作業にて排出される廃石綿等の運搬又は処分を他の事業者に委託する場合は、その者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4に基づく許可を受けた者、又は同第15条の4の4に基づく認定を受けた者であることを証明するもの。

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書

特定粉じん排出等作業にて排出される廃石綿等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下：廃棄物処理法)により、特別管理産業廃棄物と定められており、これらを排出する事業者(元請業者)は、金沢市の事業場(作業場所)ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置するよう廃棄物処理法に定められています。また、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する際、報告するよう金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例により定められています。

- ・上記(1)の届出書等を2部、その作業を開始する日の14日前までに金沢市環境政策課まで提出してください。
- ・上記(2)の届出書等を2部金沢市ごみ減量推進課まで提出してください。
- ・届出は発注者が行います。
- ・作業内容を理解している者が来庁して書類を提出してください。

第6項 石綿含有産業廃棄物の保管基準について

廃棄物処理法に基づき、排出事業者(元請業者)は、発生した石綿含有産業廃棄物が運搬されるまでの間、下記の基準に従い、生活環境保全上支障のないように保管するよう、定められています。

	保管基準
①	周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、石綿含有産業廃棄物の保管場所であること、積み上げ高さ、保管場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先等を表示した縦横60cm以上の掲示板を設けること。
②	囲いに廃棄物の荷重がかかる場合には、その囲いを構造上安全なものとする。
③	保管は、廃棄物保管場所により行い、石綿含有産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
④	屋外において容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた石綿含有産業廃棄物の高さが以下で定める高さを超えないようにすること。 ・廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下。 ・廃棄物が囲いに接する場合(直接、壁に負荷がかかる場合)は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下、2m以上の内側は勾配50%以下。
⑤	保管場所にねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
⑥	石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。

保管掲示の表示例

がれき類（石綿を含む） 保管場所		↑
産業廃棄物の種類	がれき類 （石綿を含む）	60
保管の容量	○ m ³	
管理者	氏名	セ
	連絡先	
保管の高さ	○ m	ン
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき類（石綿を含む）保管場所につき関係者以外立ち入り禁止。 ・許可なくして持ち出し禁止。 ・プラスチック袋等は破損しないよう慎重に取り扱うこと。 ・石綿（アスベスト）粉じんを吸い込むと健康を害します。 ・プラスチック袋等の破損を見つけた場合は上記へ連絡して下さい。 	チ
← 60 センチ以上 →		以 上 ↓

第7項 廃石綿等の保管基準について（廃棄物処理法第12条の2第2項）

廃棄物処理法に基づき、排出事業者（元請業者）は、発生した特別管理産業廃棄物（廃石綿等）が運搬されるまでの間、下記の基準に従い、生活環境保全上支障のないように保管するよう、定められています。

保管基準	
①	周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、廃石綿等の保管場所であること、積み上げ高さ、保管場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先等を表示した縦横60cm以上の掲示板を設けること。
②	囲いに廃棄物の荷重がかかる場合には、その囲いを構造上安全なものとする。
③	保管は、廃棄物保管場所により行い、廃石綿等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じること。
④	屋外において容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた廃石綿等の高さが以下で定める高さを超えないようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下。 ・廃棄物が囲いに接する場合（直接、壁に負荷がかかる場合）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下、2m以上の内側は勾配50%以下。
⑤	保管場所にねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
⑥	廃石綿等がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けること等必要な措置を講じること。

保管掲示の表示例

特別管理産業廃棄物 保管場所		↑
特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿等	60
保管の容量	○ m ³	
管理者	氏名	セ ン チ
	連絡先	
○株式会社 金沢 太郎 076-220-△△△△		
保管の高さ	○ m	チ
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃石綿等保管場所につき関係者以外立ち入り禁止。 ・ 許可なくして持ち出し禁止。 ・ プラスチック袋等は破損しないよう慎重に取り扱うこと。 ・ 石綿（アスベスト）粉じんを吸い込むと健康を害します。 ・ プラスチック袋等の破損を見つけた場合は上記へ連絡して下さい。 	以 上
← 60 センチ 以上 →		↓

第8項 石綿含有産業廃棄物の処分について

特定粉じん排出等作業にて排出された石綿含有産業廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、マニフェストを交付し、排出事業者（元請業者）の責任において、適切に処分するよう義務付けられています。

なお、マニフェストを交付した金沢市内に事業場が所在する事業者が、前年度の交付状況を報告する際、石綿含有産業廃棄物が含まれる場合、産業廃棄物の種類に加え、その旨を記載して、金沢市長まで報告してください。

第9項 廃石綿等の処分について

特定粉じん排出等作業にて排出された廃石綿等は、廃棄物処理法に基づき、マニフェストを交付し、排出事業者（元請業者）の責任において、適切に処分するよう義務付けられています。

なお、廃石綿等の処分が完了し、マニフェストが返却された後、マニフェストの複写及び処分状況の写真を添えて、廃石綿等の処分が完了した旨を金沢市長まで報告してください。

第 10 項 特定粉じん排出等作業結果の報告、記録作成・保存について

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したとき、発注者に結果を
書面で遅延なく報告し、作業に関する記録を作成するとともに工事終了後 3 年間保
存することが義務付けられています。

記録事項	
①	特定工事の発注者氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名
②	特定工事の元請業者又は自主施工業者の現場責任者氏名及び連絡場所
③	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者氏名
④	特定工事の場所
⑤	特定粉じん排出等作業の種類及び実施した期間
⑥	特定粉じん排出等作業の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 除去作業完了後に、確認を行った年月日、確認を行った者の氏名 ・ 隔離養生を行った場合、作業中の負圧確認と集じん・排気装置の稼働確認及び隔離養生 を解く前の確認を行った年月日、方法、結果及び確認を行った者の氏名

第 11 項 罰則、立入検査の対象について

吹付け石綿及び石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材の作業について、行わなけ
ればならない措置及び方法に違反があった場合、作業基準適合命令を介さずに直接
罰則が適用されます。

違反内容	罰則
事前調査結果報告義務違反	30 万円以下の罰金
除去等措置の義務違反	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

特定工事の元請業者及び自主施工業者に加え、下請負人も作業基準遵守義務の対
象となり、営業所、事務所その他の事業所を立入検査の対象に追加されました。

立入検査対象
解体等工事に係る建築物等
解体等工事現場
解体等工事の元請業者、自主施工業者、下請負人の営業所、事務所、その他事業所

【問い合わせ先】

第1～5, 10, 11項 金沢市環境政策課（金沢市第二本庁舎1階）
第6～9項 金沢市ごみ減量推進課（金沢市第二本庁舎1階）

〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号

TEL 076-220-2508, 076-220-2521

FAX 076-260-7193

E-mail 環境政策課 kansei@city.kanazawa.lg.jp
ごみ減量推進課 gomigen@city.kanazawa.lg.jp

○金沢市ホームページ URL

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/>

○届出書ダウンロード

金沢市ホームページ>申請書ダウンロード>事業者向けの申請書>
産業・ビジネスに関する申請書>環境>環境保全に関すること>
特申請書ダウンロード>特定粉じん排出等作業実施届出書